

介護保険制度の見直しに関する意見書

介護保険制度は、円滑な保険給付実施のため、3年に1度見直しが行われることとなっている。現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、2024年度の介護保険制度改定に向けた検討を進めており、併せて、財務省の財政制度等審議会では、介護保険サービスの利用者負担を原則2割に引上げること、要介護1・2認定者に係る訪問介護・通所介護を地域支援事業へ移行すること、ケアプランの作成についての自己負担導入などを盛り込んだ素案を打ち出している。

介護保険制度は「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設されたものであるが、素案どおりの見直しが実現すれば、利用者の負担増加や給付の削減、経済的理由による介護サービスの利用控えにつながる懸念がある。

また、高齢化に伴い介護需要が増加する一方、介護人材不足に拍車がかかっていることから、介護従事者の処遇改善についても検討を進める必要がある。

よって、国会及び政府においては、介護保険制度の見直しに関して、下記の事項に留意するよう、強く要望する。

記

- 1 利用者が安心して必要なときに介護サービスを利用できるよう、利用者負担の増加につながる見直しについては、慎重に議論を行うこと。
- 2 地方自治体の財政状況等を踏まえ、国の負担割合を引き上げること。
- 3 介護従事者の処遇改善のため、引き続き介護報酬の引上げなどに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）11月1日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員